

## 小委員会の開催について（案）

平成18年9月 日

### 1. 開催の趣旨

対象公共サービスの選定、実施要項案の策定その他の事項の審議に当たって、委員間の議論の充実を図るため、議題に応じて次の小委員会を随時、開催できるものとする。ただし、議を経るに際し異議はないとする機関決定は、監理委員会において行う。

### 2. 位置付け

監理委員会令第1条に基づき内部組織として置かれる部会ではなく、第7条に基づき、委員会の円滑な運営を図るために、委員長が委員会に諮って開催する事実上の会合とする。なお、廃止の手続は特に取らないこととする。

### 3. 小委員会の構成及び任務

(1) 小委員会は、委員全員により構成される。ただし、小委員会ごとに担当委員を置くものとし、担当委員を中心に審議日程等を調整するものとする。

公共サービス改革小委員会

国の行政機関等の対象公共サービスの選定に関する調査検討

入札監理小委員会

実施要項案の策定等に関する調査検討

(2) 委員は、担当委員であるか否かにかかわらず、会議に出席し、議事に参加することができる。

(3) 各小委員会の座長として、委員長の指名により、主査を置く。

(4) 各小委員会は、委員長の了解の下、主査が招集する。

(5) 委員長、委員長代理は、随時、各小委員会の会議に出席する。

(6) 議論の対象となる専門の事項を調査させるため専門委員が置かれている場合においては、主査は、当該専門委員を出席させることができる。

### 4. 小委員会の初会合及び活動

(1) 各小委員会は、監理委員会における小委員会についての開催の決定後、順次、初会合を開催し、任務として掲げる事項の議論を進めるものとする。

(2) 各小委員会の公開については、監理委員会及び部会の例に準ずる。

(3) 各小委員会は、その検討に際し、事務局及び当該対象公共サービスの所管府省等に必要資料の作成・提出等を求め、効果的な議論を進めるものとする。